

令和 5 年度指定地域密着型サービス事業所等運営指導方針

高齢介護課

指定地域密着型サービス事業所、指定居宅支援事業所及び指定介護予防・生活支援サービス事業所（以下、「指定地域密着型サービス事業所等」という。）に対する運営指導は、指定地域密着型サービス事業所等の適正な運営が確保され、利用者に対する福祉サービスが充実することを目的として、関係法令及び関係通知に基づき実施している。

なお、運営指導の対象となる指定地域密着型サービス事業所等に対しては、運営指導実施日の概ね 1 か月前までに通知することとする。

また、県の社会福祉法人指導監査の実施予定事業所については同日実施を予定しているため、県の動向により日程を決定する。

【居宅支援事業所の重点事項】

玉名市第 8 期介護保険事業計画に基づき、次の事項を重点的に確認する。

（１）利用者処遇・支援の充実

- ア 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の意向、希望等が尊重されているか。
- イ 利用者に対して個別の支援計画等が策定され、必要に応じて見直しが行われているか。
- ウ 利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に偏っていないか。
- エ 利用者及び家族の利用者情報保護の同意がとられているか。

（２）安全管理の徹底

事故防止対策マニュアル等を整備・周知するなど安全管理に取り組んでいるか。また、事故発生時はマニュアル等に基づき迅速・的確に対応し、関係機関に速やかに報告が行われているか。

（３）感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組として、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が行われているか。

(4) 必要な職員の配置

必要な資格要件を満たす管理者等が配置されているか。また、職員配置基準に基づき必要な人員が確保されているか。

(5) 事業所運営

ア 職員の資質向上を目的とした研修の機会が確保されているか。また、必要な委員会等が設置され、開催されているか。

イ 運営規程に従業員の職種や員数、緊急時等の対応方法、利用者から徴収する費用の額等、必要な事項が明記されているか。

ウ 運営規程、重要事項説明書、契約書の内容に齟齬はないか。

エ 会計、経理の処理は、適正に行われているか。

オ 加算等の算定根拠等が十分に整っているか。

(6) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が出来ているか。

【指定地域密着型サービス事業所及び指定介護予防・生活支援サービス事業所の重点事項】

玉名市第8期介護保険事業計画に基づき、次の事項を重点的に確認する。

(1) 利用者処遇・支援の充実

ア サービスの提供に当たっては、利用者個人の尊厳が守られ、利用者の意向、希望等が尊重されているか。また、身体拘束の廃止及び虐待防止のための取組みが行われているか。

イ 利用者に対して個別の処遇・支援計画等が策定され、必要に応じて見直しが行われているか。

ウ 利用者及び家族の利用者情報保護の同意がとられているか。

(2) 利用者預かり金の管理の徹底

利用者からの預かり金について、預かり金管理規程に基づき適正に管理されているか。特に預かり金の収支状況について、施設長による定期的な点検や家族等への報告が適切に行われているか。(施設のみ)

(3) 安全管理の徹底

ア 事故防止対策マニュアル等を整備・周知するなど安全管理に取り組んでいるか。また、事故発生時はマニュアル等に基づき迅速・的確に対応し、関係機関に速やかに報告が行われているか。

イ 感染症の発生及びまん延等に関する取組が行われているか。

施設系サービス…現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施、

訓練（シミュレーション）の実施等

その他のサービス…委員会の開催、指針の整備、研修の実施、

訓練（シミュレーション）の実施等

(4) 必要な職員の配置

ア 必要な資格要件を満たす管理者等が配置されているか。また、施設等の職員配置基準に基づき必要な人員が配置されているか。

イ 人員基準の資格要件となる研修を受講しているか。

(5) 施設運営

ア 職員の資質向上を目的とした研修の機会が確保されているか。また、必要な委員会等が設置され、開催されているか。

イ 夜間勤務時の引継時間の確保等、必要な勤務体制が整備されているか。
(施設のみ)

ウ 運営規程に従業員の職種や員数、緊急時等の対応方法、利用者から徴収する費用の額等、必要な事項が明記されているか。

エ 運営規程、重要事項説明書、契約書の内容に齟齬はないか。

オ 加算等の算定根拠等が十分に整っているか。

(6) 防災体制の充実強化

火災防止体制の強化だけでなく、自然災害に関する具体的な防災計画が策定され、非常時の際の関係機関への通報や連絡体制が整備されているか。また、避難訓練や夜間訓練等、必要な訓練が実施されているか。

(7) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が来ているか。